

議題（２）

足利市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)に規定するもののほか、足利市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、原則年1回以上開催するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、市長が必要と認めたとき又は教育委員会から会議に付すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、これを招集するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合には、市長と教育長とで会議を開催することができる。

（招集）

第3条 会議は、市長が招集し、あらかじめ会議開催の場所、日時、会議に付すべき事項を教育委員会に通知して行う。

- 2 前項に規定する通知の後に急施を要する事件のあるときは、同項の規定にかかわらず、会議に付することができる。

（議事等）

第4条 会議は、市長が議事の進行を図る。

（会議の公開）

第5条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

（傍聴）

第6条 会議の傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（会議録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席した市長、教育長及び教育委員の氏名

- (3) 出席した職員の職制
- (4) 議題及び議事の要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議又は市長において必要と認める事項

2 前項第4条の規定にかかわらず、非公開の議事は、会議録に記載しない。

(会議録の公開)

第8条 会議録は原則公開するものとし、その方法は市ホームページによる公表とする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

2 会議に係る事務のうち市長部局に関する連絡調整は、総務部経営管理課が所管する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び議事の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から実施する。

足利市総合教育会議傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、足利市総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、会議の場所その他の事情を考慮して、その定員を増減することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議の傍聴を希望する者は、会議開会予定時刻の30分前から5分前までに、所定の場所の受付にて住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入の上、市長に対して傍聴の申出をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の傍聴の申出をした者の数が前条の規定による定員を超えるときは、抽選により会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）を決定するものとする。

（傍聴人席の指定）

第4条 傍聴人は、指定された傍聴人席において傍聴しなければならない。

（傍聴の禁止）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼紙、びら、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 静粛を守り、私語、談笑、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴人席において写真、ビデオ、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とするときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 市長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から実施する。